令和５年度障害福祉サービス事業者等集団指導

障がい福祉課関係説明資料
（児童系）

令和５年５月

三重県子ども・福祉部障がい福祉課

指定事業者の更新手続について

事業所の指定は、6年ごとに更新しなければ効力を失います。

更新手続きを行わなかった事業所については、有効期間満了日をもって指定の効力を失い、介護給付費等の報酬を受けられなくなりますので注意してください。

●指定有効期間の確認方法

新規指定又は更新時に送付した「指定通知書」「指定更新通知書」若しくは県ホームページに掲載している指定事業者一覧で確認してください。

●指定更新の手続

指定更新の申請書類を提出してください。提出書類を県で審査し、指定要件を満たすことが確認できた事業者には、指定更新通知書を交付します。

提出期限：指定有効期間満了日の前月15日必着

例）有効期間満了日が3月31日の場合

⇒2月15日が更新申請書類の提出期限

※提出期限が土日等閉庁日の場合は、直前の開庁日が提出期限となります。

障害福祉サービス等情報公表制度について（ＷＡＭ　ＮＥＴ）

１　趣旨・目的

○　障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者が持続可能で質の高いサービスを提供するために、サービスの質の確保・向上を図っていくことは重要であると考えられています。

○　障害者総合支援法及び児童福祉法においては、平成３０年４月から「情報公表制度」が創設されました。

・事業者に対して障害福祉サービスの内容等を県知事へ報告することを求める

・県知事が報告された内容を公表する

○　年１回、報告された内容について更新を行うこととされていますが、未報告の事業所が多数存在しています。

２　報告方法及び期限

○　毎年度、全ての事業所が報告をしていただくこととなります。

○　独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」への入力を通じて県へ報告してください。（期限は７月３１日まで）

障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて

●会計検査院からの指摘

障害児通所給付費の算定に当たり、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間にもかかわらず、児童指導員等加配として所定の単位数が加算されている事例が見られる。

●厚生労働省の見解

・児童発達支援、放課後等デイサービスの児童指導員等加配加算については、指定基準上、必要な従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業員を配置している場合、児童指導員等加配加算を算定できる。

・上記の「必要な従業者の員数」は、指定基準に定める全ての職種を指すもので、児童発達支援管理責任者も含まれる。

・よって児童指導員等が指定基準で置くこととしている員数＋１名の配置がされていても、児童発達支援管理責任者に欠如が生じている場合は、本加算を算定することはできない。　（暦月で一ヶ月を超えるような休暇となる場合も含む）

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

●会計検査院からの指摘

・児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されていた。

・直近の過去3月間の定員超過利用の程度が一定の範囲を超えていたにも拘わらず、障害児通所給付費の算定に当たり定員超過利用減算（100分の70を乗ずる）を適用せず算定されていた。

●厚生労働省の見解

・児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの指定基準については、原則として利用定員を超えて児童発達支援等の提供を行ってはならない。

・利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要がある。

●今後の対応

毎月の報酬請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認してください。

業務管理体制の届出

指定障害福祉サービス事業者等に対して、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図ることを目的に法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。（2012年4月～）

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定を受けている事業所などの数に応じ定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされています。

各サービスの新規指定時に、所定の書類を提出して下さい。

（届出の内容、提出先は条件により異なりますので申請時にご確認下さい。）

●届出対象

・障害福祉サービス事業、障害者支援施設（障害者総合支援法第51条の2）

・一般相談支援事業、計画相談支援事業（障害総合支援法第51条の31）

・障害児通所支援事業（児童福祉法第21条の5の26）

・障害児入所施設（児童福祉法第24条の19の2）

・障害児相談支援事業（児童福祉法第24条の38）

●提出期限

指定を受けた日から14日以内

こどもの安心・安全対策支援事業について

１　概要について

　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の省令改正に伴い、障害児通所支援事業所において令和5年4月より送迎車両の安全装置等の設置が義務化されました。（代替措置を取ることで1年間の経過措置あり。）

２　義務化対象車両について

　送迎用として日常的に運行する車両のうち3列シート以上の車両。

３　安全装置等について

　国土交通省の策定ガイドラインに適合するもの（内閣府HPにて安全装置リスト）

＜https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html＞

４　補助について（児童発達支援、放課後等デイサービス）

　義務化対象車両一台あたり　１７５，０００円（上限）　※令和5年度まで

障害者虐待防止の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和４年度より義務化

［現　　行］
①　従業者への研修実施（**努力義務**）
②　虐待の防止等のための責任者の設置（**努力義務**）

［見直し後］
①　従業者への研修実施（**義務化**）
②　虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（**義務化（新規）**）
③　虐待の防止等のための責任者の設置（**義務化**）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※　小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。
【例】
①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容　令和3年2月4日）

身体拘束等の適正化の推進

身体拘束等の適正化の推進

○　身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

○　訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和３年４月から努力義務化し、令和４年４月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和３年４月から義務化する。

①　身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。

②　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※　虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算５単位／日）

ただし、②から④については、令和５年４月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和５年４月からの適用とする。

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容　令和3年２月４日）

「障害福祉サービス事業所における障害者の希望を踏まえた適切な支援の徹底等について」（R5.1.20）

●「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第42条
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

●「意思決定支援」とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自らの意思決定ができるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み　（「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」より）

●障害福祉サービス事業者、相談支援事業者に求められる支援
支援方法等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう、周知徹底を図るとともに、資源の開発や連携の強化を含めた、地域の支援体制の構築を進めること

感染対策のポイント

三重県医療保健部
感染症情報・検査プロジェクトチーム

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策

＜新型コロナウイルスの特徴＞

■ 主要な感染経路
＝<u>飛沫・エアロゾルの吸入</u>

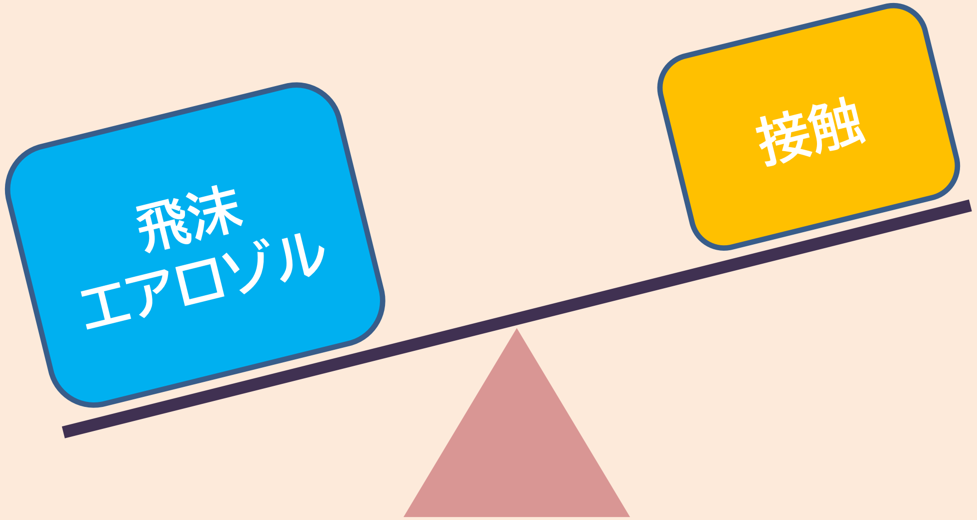

■ 接触感染による伝播
＝当初考えられていたよりは低い
※標準予防策を前提として

■ 効果的な感染伝播の阻止
①換気
②距離
③時間（時間的隔離・短時間）
④マスク

＜エアロゾルとは？＞

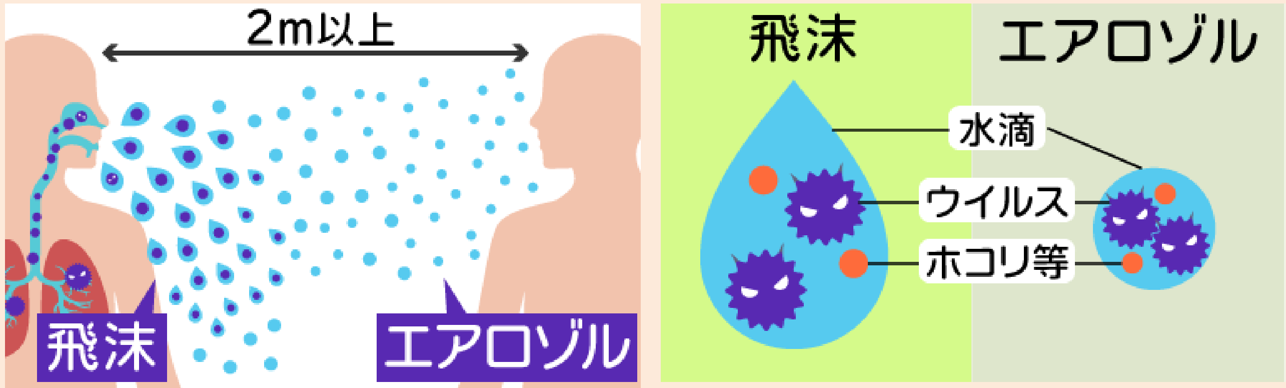

※「新型コロナ対策－適切な換気でエアロゾル感染を防ぐ」神奈川県HP
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/about/aerosol.html

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策

＜新型コロナウイルスの特徴＞

飛沫、エアロゾル感染対策

①換気
②距離
③時間（時間的隔離・短時間）
④マスク

接触感染対策

①手やモノについたウイルスの消毒 ＝ 身近なもので除去できる

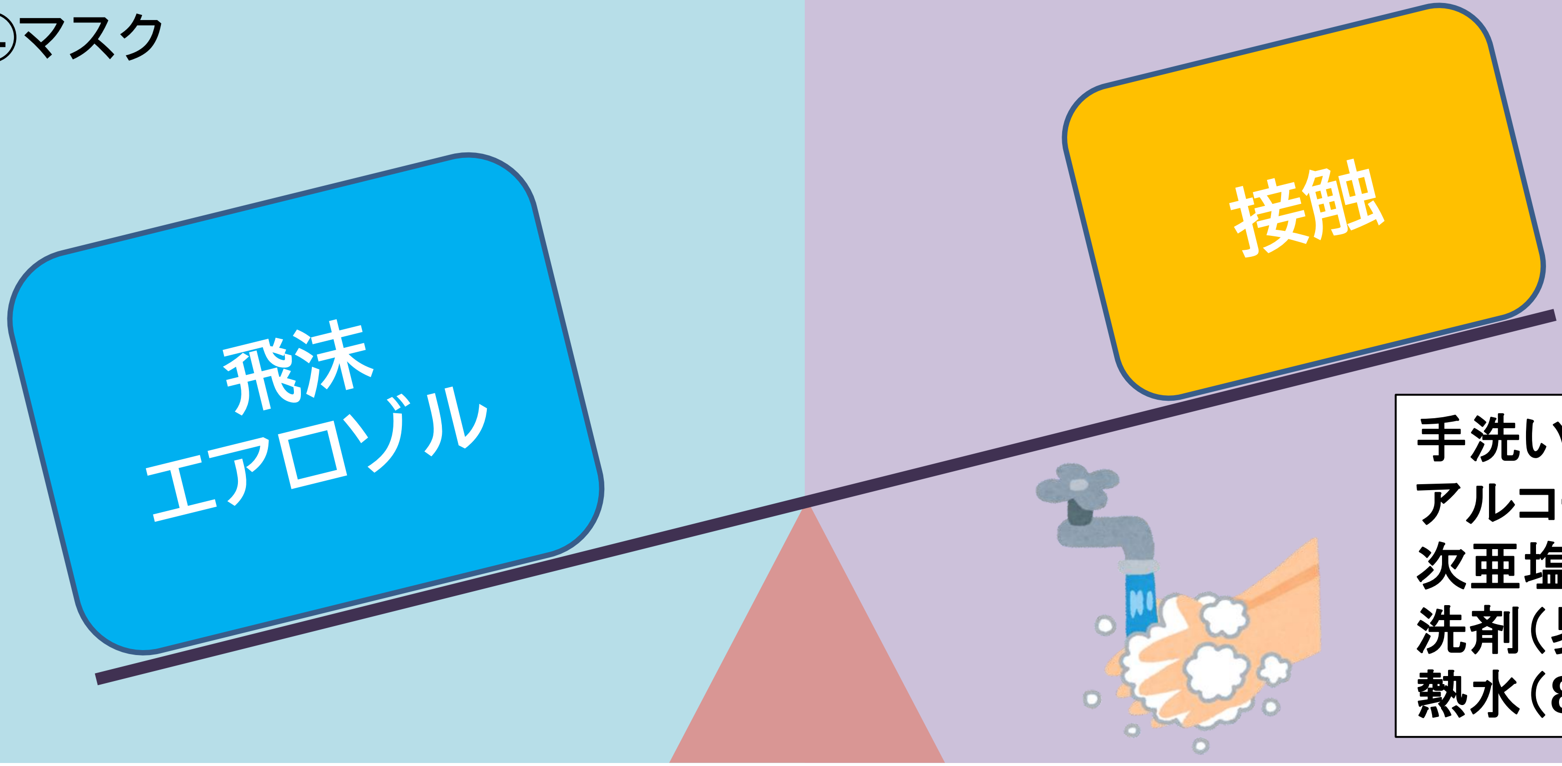

手洗い
アルコール（70%以上）
次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）
洗剤（界面活性剤）
熱水（80℃　10分間）

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策

実際どういった条件下の時に感染しているのか

効果的な感染伝播の阻止
①換気
②距離
③時間（時間的隔離・短時間）
④マスク
の反対にあたること

感染が拡大しやすい条件
①換気が悪い
②距離が近い
③時間を分けられない/接触時間が長い
④マスクできない

＜利用者－利用者＞

＜職員－利用者＞

＜職員－職員＞

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策 ―換気―

よどみの存在

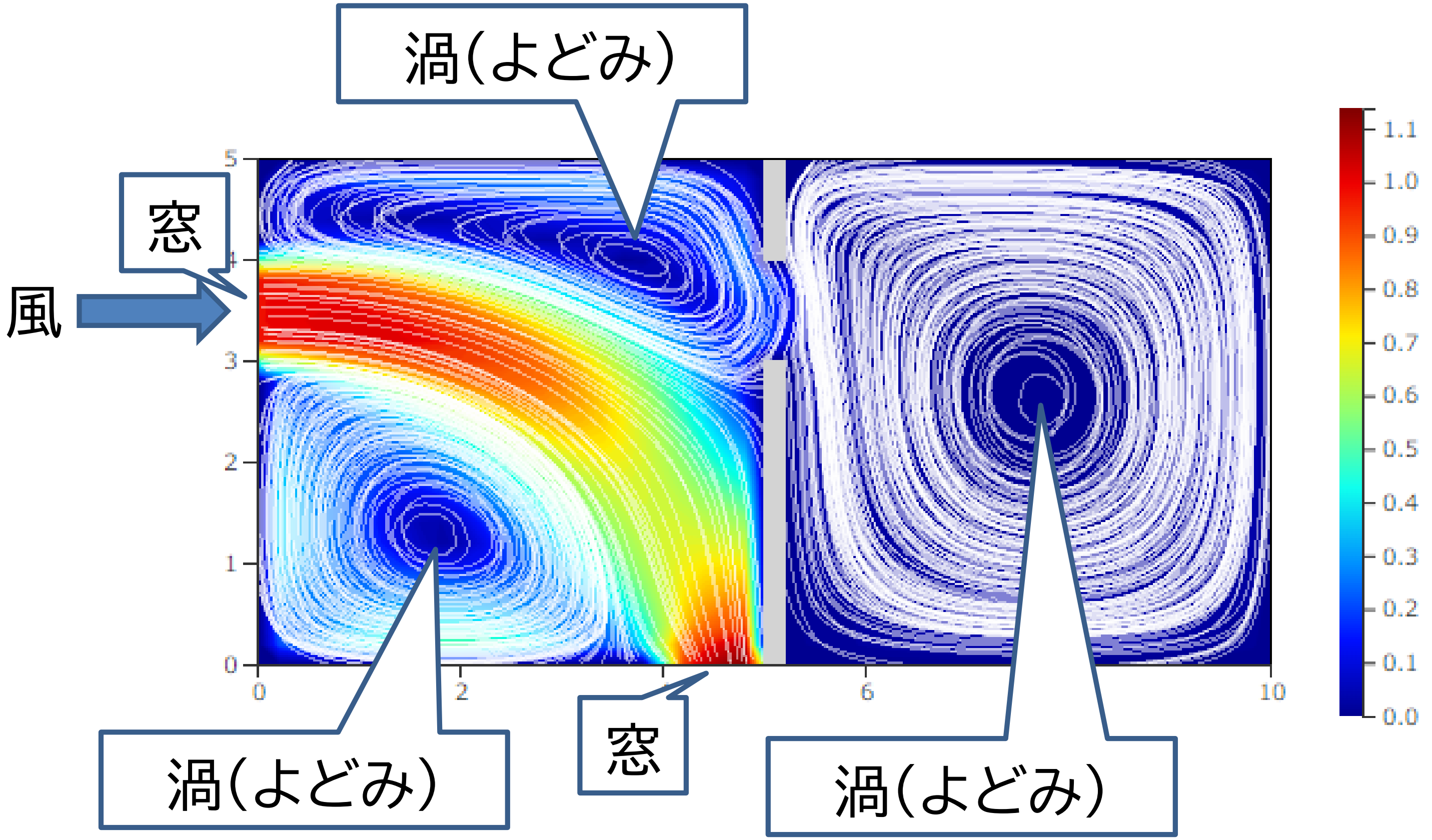

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策　―換気―

1. 窓開け換気が基本的な換気対策

＜対策＞**<u>2方向の窓を開け</u>**、常時または間欠的に空気の流れを作る

- **□適当な時間をおいて開く窓や出入口の位置を変更**
- □扇風機やサーキュレーターでよどみ領域の換気を促進
- □排煙窓など有効活用
- □検温やオムツ交換など訪室時、ケアのついでに換気を行う

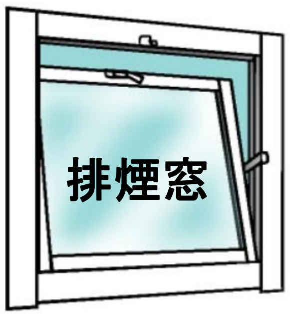

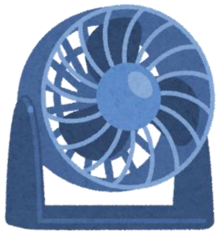

入口：窓

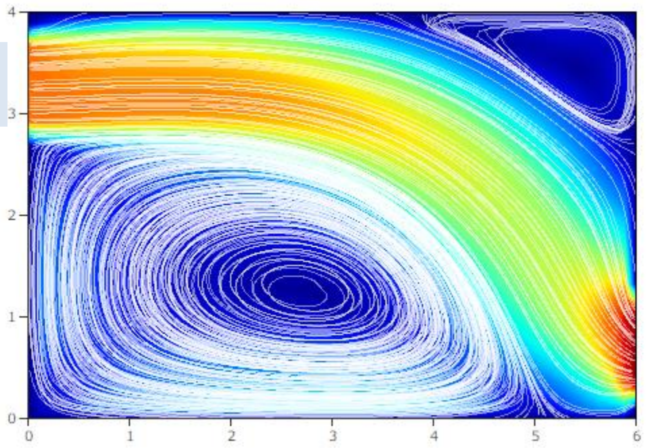

出口：窓

開く窓を変える

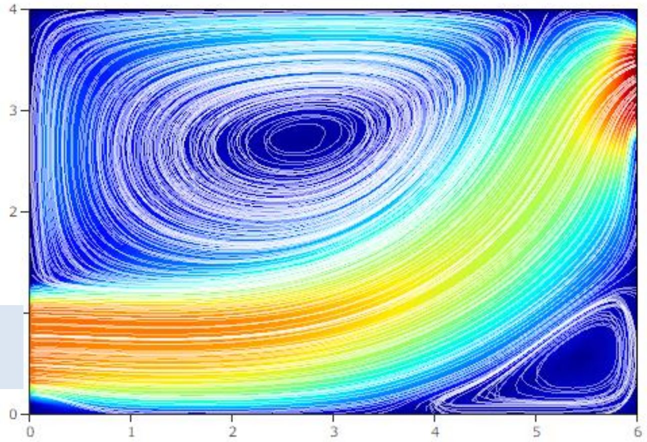

出口：窓

入口：窓

新型コロナウイルスへの効果的な感染対策　―換気―

2. 機械換気の活用

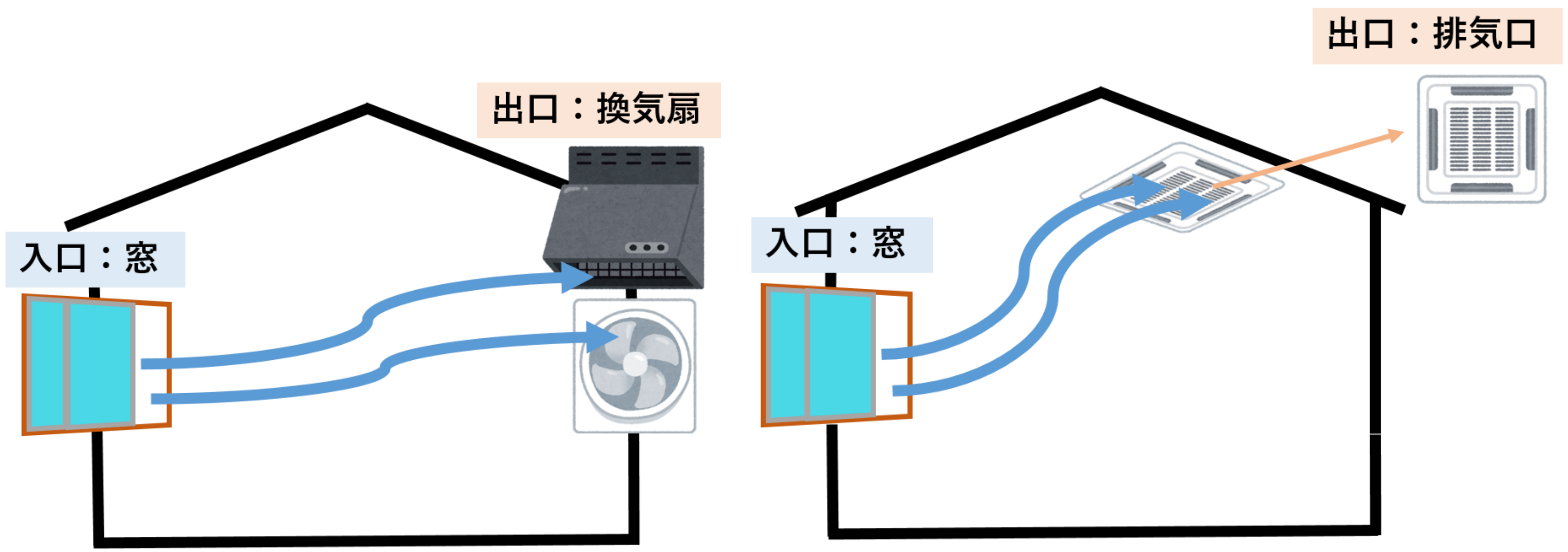

扇風機やサーキュレーターの利用

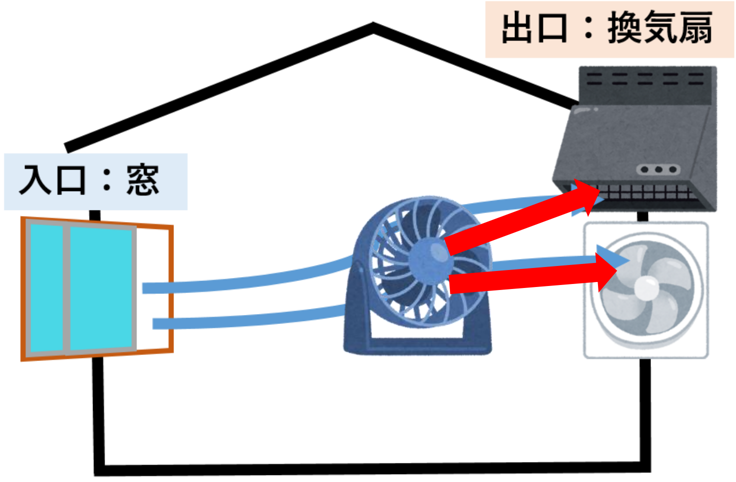

出口に向けて回し流れを作る

3. 空気の流れを確認する

- 空気が流れるように入口と出口を設定する
- ティッシュや線香、スモークテスターなどを使用して確認する

まとめ

＜新型コロナウイルスの特徴＞

■ 主要な感染経路
＝飛沫・エアロゾルの吸入

■ 接触感染による伝播
＝当初考えられていたよりは低い
※標準予防策を前提として
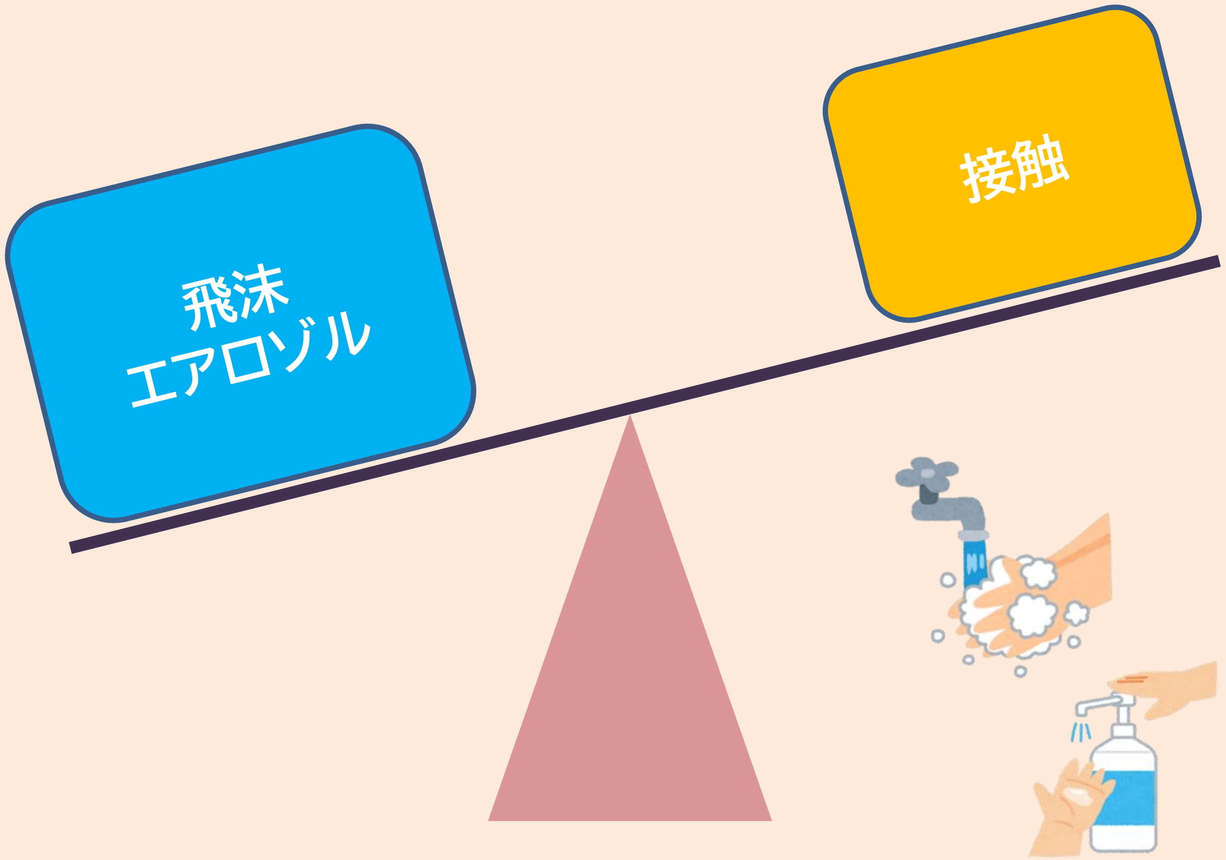
■ 効果的な感染伝播の阻止
①換気
②距離
③時間（時間的隔離・短時間）
④マスク